

本奨学金は、経済的な理由により立教大学が教育課程の一環として実施する海外留学プログラム（立教大学グローバル奨学金・立教大学「校友会成績優秀者留学支援奨学金」対象プログラム一覧に掲載のプログラム。以下、対象プログラムという）への参加費用の納入が困難な学生ならびに留学中の学費の納入が困難な学生に対し、経済的支援を行うことで参加の機会を提供することを目的とします。

- 【対象プログラム一覧】 右記 QR コード又は SPIRIT から確認（SPIRIT▶学費・奨学金▶奨学金）  
 【補足資料】 出願のポイントをまとめた「補足資料」を SPIRIT（SPIRIT▶学費・奨学金▶奨学金）に掲載しますので、募集要項と併せてご覧ください。制度説明会は行いません。



## 1. 出願資格

以下の全ての条件を満たす学部学生・大学院学生

- (1) 2021 年度「対象プログラム一覧」記載の海外留学プログラムに参加する方（未定・検討中の方も含む）  
 (2) 上記（1）に該当する方のうち、経済的理由により、プログラム参加費用および留学中の学費の支払いについて支援を必要とする方

※本奨学金には、正規の学生であれば、国籍、在留資格を問わず出願できます。

※本奨学金には、現在休学中の方も出願できます。また、対象プログラムが休学者の参加を認めており、出願者が奨学金の受給資格を満たす場合、休学中でも奨学金を受給できます。

※本奨学金には、対象プログラムが最短修業年限超過者（留年者）の参加を認めている場合には、最短修業年限超過者も出願できます。

※本奨学金は他の奨学金との併給制限を行いませんが、他に受給する奨学金が併給制限を行う場合があるので、必ず確認してください。出願中の他の奨学金に採用となり本奨学金を辞退する場合、家計審査結果通知に同封する辞退届を提出してください。

## 2. 奨学金額

対象プログラム一覧に記載の「プログラムカテゴリー」と、下表の「家計基準」から家計区分を決定し、区分ごとに定められた金額を一括支給します。

※収入基準の算定方法は、9.『世帯所得の算定方法』に記載。

※出願前に電話等による個別の家計基準判定や確認は行いません。出願書類をもとに収入審査を行い、郵送にて家計基準の区分を通知します。

家計基準 (万円未満切捨て)		プログラムカテゴリー							
		A	B	C	D	E	F	G	H
家計区分	父母合算後の世帯所得 ※( )括弧内は、給与・年金収入のみの世帯における父母の「給与・年金収入」支払い金額合計								
	1 374 万～792 万円 (収入 782 万～1200 万円)	20 万	10 万	20 万	10 万	10 万	10 万	無	無
	2 107 万～373 万円 (収入 401 万～781 万円)	40 万	20 万	40 万	20 万		20 万	10 万	
	3 1 万～106 万円 (収入 269 万～400 万円)					30 万	20 万	10 万	
4 0 円 (収入 268 万円以下)	60 万	30 万	60 万	30 万	20 万	40 万	30 万	20 万	

## 3. 出願期間

**【第1回募集】2021年6月1日（火）～6月11日（金）消印有効**

**【第2回募集】2021年11月5日（金）～11月16日（火）消印有効**

※出願は、年度中1回に限ります。2021年9～10月に奨学金支給を行う留学プログラムへ参加する方は、必ず【第1回募集】で出願してください。奨学金支給時期については、対象プログラム一覧表にて確認してください。

※新型コロナウイルス感染症を巡る情勢変化に伴い、留学の実施可否判断に変更が生じているプログラムがあることから、2021年9～10月に奨学金支給を行う留学プログラムへ参加する方で【第1回募集】に出願していない方の【第2回募集】への出願を認めます。【第2回募集】に出願した場合の奨学金支給日については、対象プログラム一覧表にて確認してください。なお、【第1回募集】に出願した方は、【第2回募集】に出願することはできません。

次ページへ

#### 4. 出願方法・提出先

出願方法：3.『出願期間』記載の期間内に、以下の提出先まで書類を簡易書留郵便で郵送してください。

提出先：〒171-8501 東京都豊島区西池袋 3-34-1 立教大学 学生部学生課「グローバル奨学金」係

封筒：角2型 ※A4用紙を折らずに封入してください

注意事項：①締切日を過ぎての出願は如何なる事由でも認めません。

※締切日に24時間営業の郵便窓口から出す場合は、消印の日付が変わらないよう注意してください。

②郵送以外での出願は受け付けません。

※出願期間中に出願者本人が海外にいる場合は、本人が作成した願書をPDF等にデータ化して国内の家族に送付し、家族が願書を印刷して紙媒体にし、その他出願書類を揃えたうえで日本国内から郵送してください。海外から郵送された願書は受け付けません。

#### 5. 出願書類・注意事項

※在留資格「留学」の正規外国人留学生の方は、②の所得証明書の提出は不要です。

※提出書類は原則返却しません。必要に応じて出願前に各自控えをとり保管してください。また、以下に記載した書類の他にも、追加で書類提出を求める場合があります。

全員が提出する書類	
①願書	<input type="checkbox"/> 黒ボールペンで記入すること（消せるペン不可）。 <input type="checkbox"/> 訂正は二重線を引き、余白に正しく記入すること（修正液等の使用不可）。
②父母両方の令和3年度「所得証明書」（原本）  <small>※名称は、発行する自治体によって異なる。（所得・課税証明書、非課税証明書等）</small>	<input type="checkbox"/> 令和3年度の所得証明書（ <u>2020年1月1日～2020年12月31日分</u> の収入反映）は、 <u>概ね2021年5月中旬～6月上旬以降</u> 、市区町村役場で発行可能。発行時期は自治体に確認すること。 ※出願期限までに所得証明書の発行ができない場合、最短提出可能日を明記した「事情書（書式自由。説明者本人の署名必要）」を作成のうえ、他の必要書類に同封し、出願期間内に提出すること。 所得証明書の追送は、大学が出願書類確認期間に間に合うと判断した場合のみ認める。 <input type="checkbox"/> 父母両方の所得証明書を用意すること（ <u>無職や非課税の場合でも要提出</u> ）。 ※母子・父子家庭は、生計を一にする方の分のみ用意すること。 ※ <u>定職のある大学院生は、本人の所得証明書を提出すること。</u> <input type="checkbox"/> 個人番号（マイナンバー）が記載されているものは <u>受付不可</u> 。 <input type="checkbox"/> 父母が海外在住のため所得証明書が発行できない場合は、9.『世帯所得の算定方法』【算定方法の補足】(4)を確認のうえ必要書類を提出すること。 <input type="checkbox"/> 家計急変により所得証明書記載の収入状況と実態が乖離している場合は、9.『世帯所得の算定方法』【算定方法の補足】(5)を確認のうえ必要書類を提出すること。
該当者のみ提出が必要な書類	
振込口座確認書、通帳のコピー	<input type="checkbox"/> 大学に対して本人名義の口座を登録していない場合や登録口座を変更する場合は必ず提出すること。 <input type="checkbox"/> 本募集要項とともにSPIRITに掲載している「 <u>学生のみなさんへ</u> 」をよく読んで作成すること。 <input type="checkbox"/> 黒ボールペンで記入すること（消せるペン不可）。 <input type="checkbox"/> 訂正は二重線を引き、余白に正しく記入すること（修正液等の使用不可）。 <input type="checkbox"/> 登録を行う口座は、 <u>学生本人名義</u> の口座に限る。 <input type="checkbox"/> 別紙として <u>通帳のコピー</u> を添付すること。（A4用紙、白黒可） ※通帳レスの場合は、キャッシュカードやWEB通帳の画面等で、「銀行名・支店名・口座名義・口座番号」が分かる箇所をコピー・印字して添付すること。
申告書	<input type="checkbox"/> 無職や収入が少ないために、発行した所得証明書（非課税証明書）において、「所得金額0円」の表示はあるが「収入金額0円」の表示がなく、収入内訳も所得内訳も空欄や「****」、あるいは「以下、余白」等の表記で省略されている場合は、本学所定の申告書に、2020年1月1日～2020年12月31日分の収入・所得金額を記入し（0円の場合は0円と記入）、提出すること。

#### 6. 出願書類確認期間

〈第1回募集〉 6月中旬～7月初旬頃    〈第2回募集〉 11月中旬～12月初旬頃

※出願書類を上記期間に大学が確認し、書類に不備・不足があった場合は、大学から電話で督促を行います。

その際、専用の携帯電話を使用することがあります。

※確認期間内に不備・不足が解消しない場合は、出願を取り消すため、期間中は着信に注意してください。

※出願書類確認期間中に出願者本人が海外にいる場合、SPIRIT Gmail (学生番号@rikkyo.ac.jp) 宛てにメール、または、大学登録の保証人に電話することがありますので、大学からの連絡に注意してください。

## 7. 家計審査結果通知発送日

〈第1回募集〉 2021年7月5日(月) 〈第2回募集〉 2021年12月6日(月)

※出願者全員に対して、願書で選択した住所(大学登録済みの本人住所 または 大学登録済みの保証人住所)宛てに普通郵便で送付します。

※出願者本人が海外にいる場合、家族が家計審査結果通知を受け取ることでできる住所を選択してください。

## 8. 支給日・支給方法

対象プログラム一覧に記載の支給日※に、出願者本人の口座に銀行振込で支給します。プログラム費との相殺は行いません。複数の対象プログラムに参加する場合、プログラムごとに支給の決定・支給処理を行います。

※2021年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、支給日を留学開始確認後に設定しています。

※2021年9～10月に奨学金支給を行う留学プログラムへ参加する方が【第2回募集】に出願した場合の奨学金支給日については、対象プログラム一覧表にて確認してください。

## 9. 世帯所得の算定方法

算定基礎となる『「給与・年金収入」の所得換算額』と『「その他・事業所得」金額』を算出し、これらを合算した金額を世帯所得とする。

### 【算定基礎額の説明】

ア「給与・年金収入」の所得換算額……父母の「給与・年金収入」支払金額合計から下表記載の控除額を差し引いた金額  
イ「その他・事業所得」金額……父母の「営業所得」、「農業所得」、「不動産所得」合計額

### 【算定基礎額の算出方法】

(算定基礎額アの算出方法)

父母の令和3年度所得証明書記載の「給与・年金収入」支払金額について、それぞれ万円未満の金額を切り捨てた後に合算し、下表記載の控除額を差し引く。

所得証明書記載「給与・年金収入」支払金額	控除額
268万円未満	支払金額と同額
268万円を超え400万円以下	「給与・年金収入」支払金額×0.2+214万円
400万円を超え781万円以下	「給与・年金収入」支払金額×0.3+174万円
781万円を超える場合	408万円

(算定基礎額イの算出方法)

父母の令和3年度所得証明書記載の「営業所得」「農業所得」「不動産所得」金額について、それぞれ万円未満の金額を切り捨てた後に合算する(同一人物にこれらに該当する所得が複数ある場合には、足し合わせた後に切り捨て)。なお、算出にはプラスの所得のみ利用し、マイナスの所得は「0円」として取り扱う。

### 【算定方法の補足】

- (1) 母子・父子家庭の場合、生計を一にする方のみの収入・所得で世帯所得を算定する。
- (2) 大学院生については、学生本人が定職(非正規雇用であっても、その収入で生計を立てている場合を含む)に就いている場合は、学生本人の収入を審査対象とする。定職に就いていない場合は、父母の収入を審査対象とする。なお、学生本人の配偶者の収入は問わない。
- (3) 在留資格「留学」の正規外国人留学生(学部・大学院共通)は、家計区分【2】<世帯所得107万～373万円(収入401万～781万)>に該当するものとして審査を行う。
- (4) 父母が海外に在住していることにより所得証明書が発行できない場合は、①事情書(書式自由。説明者本人の署名必要)、②勤務先発行の令和2年分(2020年1月1日～2020年12月31日分)の収入状況を記載した公印付きの年収証明書、③年収証明書和訳(②が日本語以外の言語で作成される場合のみ)を提出すること。
- (5) 過去1年以内(出願時点から遡って1年以内)に発生した家計急変により、所得証明書記載の収入状況と実態が乖離している場合は、所得証明書に加え、①家計急変を説明する「事情書」(書式自由。説明者本人の署名必要)、②以下に例示する書類を提出することで、世帯所得算定において現状を考慮する場合がある。ここでいう家計急変とは、突発的かつ予測不能な事態により収入が減少したことを指し、定年退職や自己都合等による転職は含まない。

(家計急変証明書類の例)

【失職】解雇通知、退職証明書、雇用保険受給資格者証等(離職年月日や失業事実が分かるもの)

【破産】破産手続開始決定の通知書、廃業証明書等(民事再生法等の法的申し立てを行っていることが確認できるもの)

【病気】診断書、治療計画書等(病気による就業困難が確認できるもの)

次ページへ

#### 10. 留学プログラムを取りやめた場合について

留学開始前に留学の中止(途中帰国も含む)をした場合、速やかに学生課に連絡してください。留学中に留学中止が決定した場合、留学プログラムの担当部局を通じて相談してください。留学プログラムに参加しない(申し込んでいない)場合には、奨学金は支給されませんので、その際の連絡は不要です。また、どのような場合においても、本奨学金申請にかかった費用は返還できません。

#### 11. 留学プログラムの実施形態が変更となった場合について

本奨学金は、海外渡航を伴う留学プログラムを支給対象としています。

当初は渡航を伴う形での実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により留学プログラムの実施形態が変更となり、海外への渡航を伴わない形に変更となった場合、本奨学金の支給は行いません。

あらかじめご了承ください。なお、留学プログラムの実施形態の変更等については、実施部局に確認してください。

以上

学生部学生課奨学金担当 03-3985-2441
--------------------------